

平成30年度第2回
世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会
議事録

平成30年11月7日

■開催日時： 平成30年11月7日（水） 14時30分～17時

■開催場所： 世田谷区役所 第3庁舎3階 ブライトホール

■出席者：

【審議委員】 稲垣具志委員 小島直子委員 齋藤啓子委員
八藤後猛委員 明石眞弓委員 宇田川広子委員 太田淳委員
鈴木忠委員 當間正敏委員 坂ますみ委員 山形重人委員
上田ときわ委員

【区職員】 玉川総合支所 街づくり課長 谷亀緑郎
施設営繕担当部 施設営繕第一課 飯室信之
障害福祉担当部 障害施策推進課長 竹花潔
高齢福祉部 高齢福祉課長 尾方啓美
道路・交通政策部交通政策課長 堂下明宏
土木部土木計画課長事務取扱参事 桐山孝義
庁舎整備担当部庁舎整備担当課長 秋山武徳
生活文化部国際課長 梅原文
政策経営部政策企画課政策企画担当係長 天野由三

【事務局】 都市整備政策部長 渡辺正男
都市整備政策部都市デザイン課長 清水優子
都市デザイン担当係長 栗野正樹
担当職員 宮田政治、湊由美恵

世田谷区 ユニバーサルデザイン環境整備審議会（第2回）

平成30年11月7日（水）

都市デザイン課長 では、定刻となりましたので、これより平成30年度第2回ユニバーサルデザイン環境整備審議会を始めさせていただきます。私は、ユニバーサルデザイン環境整備審議会の事務局を担当しております都市デザイン課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会委員の皆様の出席についてですが、國貞委員、長谷川委員、藤井委員、山口委員、柏委員、鈴木永美委員が欠席です。本日のご出席は12名です。したがって、ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第8条に基づき、委員の2分の1以上の定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

では、開催に先立ちまして、都市整備政策部の渡辺より一言ご挨拶申し上げます。

都市整備政策部長 皆さん、こんにちは。渡辺でございます。本日は大変お忙しい中、本年度の第2回目になりますけれども、審議会のほうにお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

早いもので11月に入りまして立冬と言われてはいますが、本日は非常に暖かい日で、久々にお日様も出て過ごしやすい日だなというふうに感じております。

さて、世田谷区におきましては、共生社会ホストタウンということで、すでに皆様方もご承知のことと思っておりますけれども、馬事公苑が馬術競技の大会会場になってございます。その関係もございまして、全国の6自治体が共生社会ホストタウンということで名乗りを上げまして、世田谷区におきましては、こういった大会を契機としましていわゆるユニバーサルデザインの推進なども一緒に進めていくということで、機運醸成の取り組みに取り組んでいるというような状況でございます。

実は私がここに付けているこのバッジなのですが、このロゴのバッジができて、これは503点、区内からの応募をいただきまして選ばれたバッジと

ということで、6月から区のほうではこういったバッジをつけて機運醸成に取り組んでいるということでございます。

本日は盛りだくさんの議題になってございます。皆様方からご意見等をいただきまして、この間、区民意見等もいただきながら、ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)の後期計画ということで取りまとめを進めてきてございます。素案の取りまとめを行いまして、この間、意見募集等を行いまして、さらに案ということで本日取りまとめをさせていただいてご報告させていただきます。

また、報告事項につきましても4点ございます。本日は限られた時間の中ではございますけれども、ご意見等をいただきまして、さらに推進計画の案の取りまとめ、それからユニバーサルデザインの推進というところにつなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様方、よろしく願います。

都市デザイン課長 では、ここからは次第に沿いまして八藤後会長に進行をお願いいたします。本日は、会場の都合によりおおむね4時50分ごろまでに会議を終了しなければならない状況でございますので、よろしく願います。

八藤後会長 八藤後でございます。

皆様、ただいま事務局よりお話がありましたが、スムーズな議事の進行にご協力をお願いいたします。ただ、発言を妨げるものではありませんので、きょうも活発なご意見をよろしく願います。

それでは、議事の進行の前に出席されている委員の皆様、そして区の職員の方々の紹介を事務局より願います。

都市デザイン課長 それでは、委員の紹介の前に、本日はご欠席ですが新任の委員2名のご紹介をさせていただきます。

席上に「第6期ユニバーサルデザイン環境整備審議会委員名簿」を配付しておりますので、そちらをごらんください。「新任」というところに2名のお名前がございますけれども、京王電鉄株式会社の藤井一郎委員が新たに着任されております。それから世田谷区高齢者クラブ連合会の山口剛委員が新任として加わっております。よろしく願います。

続きまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

八藤後会長でございます。

八藤後会長 八藤後です。よろしくお願いします。

都市デザイン課長 会長の右手に、齋藤副会長でございます。

齋藤副会長 齋藤です。よろしくお願いします。

都市デザイン課長 その右に、坂委員でございます。

坂委員 坂です。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 その右側に、上田委員でございます。

上田委員 上田ときわです。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 その右側に、明石委員でございます。

明石委員 明石です。よろしくお願いします。

都市デザイン課長 それから垂直に曲がりまして、山形委員でございます。

山形委員 自立生活センターHANS世田谷の山形です。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 山形委員の右側に、鈴木委員でございます。

鈴木忠委員 視力障害者協会の鈴木です。よろしくお願いします。

都市デザイン課長 また垂直に曲がりまして、太田委員でございます。

太田委員 太田でございます。よろしくお願いいたします。今、この名簿の私の名前が間違っております。太いほうの田んぼでございまして、点が入りません。よろしく訂正してください。

都市デザイン課長 大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

太田委員の右隣に、當間委員でございます。

當間委員 世田谷区聴覚障害者協会の當間と申します。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 では、戻りまして、八藤後会長の左隣に、稲垣委員でございます。

稲垣委員 日大の稲垣です。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 稲垣委員の左側に、宇田川委員でございます。

宇田川委員 宇田川です。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 宇田川委員の左隣に、小島委員でございます。

小島委員 小島です。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 また垂直に曲がりまして、こちらは事務局が座っており

ます。

都市整備政策部長の渡辺です。

都市整備政策部長 渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 その隣に、都市デザイン課長、清水でございます。

その右隣に、係長の栗野でございます。

担当係長 栗野です。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 事務局の後ろ側に、職員が2名おります。

担当の湊でございます。

担当 湊と申します。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 宮田でございます。

担当 宮田と申します。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 また、区の職員について紹介いたします。

八藤後会長の後方に並んでおります、生活文化部国際課長、梅原でございます。

国際課長 梅原でございます。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 梅原の左隣に、玉川総合支所街づくり課長、谷亀でございます。

玉川総合支所街づくり課長 谷亀でございます。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 左隣に、障害福祉担当部障害施策推進課長、竹花でございます。

障害施策推進課長 竹花でございます。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 左隣に、施設営繕担当部施設営繕第一課の飯室でございます。

施設営繕第一課 今日は代理で参りました飯室と申します。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 土木部土木計画課長事務取扱参事、桐山でございます。

土木計画課参事 桐山でございます。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 その左隣に、高齢福祉部高齢福祉課長、尾方でございます。

高齢福祉課長 尾方でございます。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 その左隣に、道路・交通政策部交通政策課長、堂下でございます。

交通政策課長 堂下です。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 その左に、政策経営部政策企画課政策企画担当係長、天野でございます

政策企画課係長 天野でございます。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 以上でございます。

八藤後会長 ありがとうございました。

では、次に事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

都市デザイン課長 では、資料の確認をさせていただきます。事前に資料は郵送させていただいております。

次第でございます。

資料1-1「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（案）について」。

資料1-2「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（素案）に関する区民意見募集の実施結果及び素案からの変更点」。

資料1-3「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（案）概要版」。

資料1-4「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（案）」。

資料1-5「世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会（第1回）からの変更点」。

以上が本日の審議事項の資料になります。

報告事項につきましては、資料2「平成30年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ（点検・評価・改善）について」。

資料3-1「世田谷区本庁舎等整備基本設計（案）中間報告」。

資料3-2「世田谷区民会館整備方針策定へ向けた区の考え方」。

資料4「世田谷区本庁舎等ユニバーサルデザイン検討会意見まとめ」。

また、郵送しました後にユニバーサルデザイン検討会の第2回、第3回を実施いたしましたので、その分は本日机上配付させていただいております。

資料5-1「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例規則改正及び『施設整

備マニュアル』の改訂について」。

資料5-2 『東京都福祉のまちづくり条例施行規則』の改正について」。

また、先ほどご説明しましたが、「第6期世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会委員名簿」を机上配付しております。

資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。

八藤後会長 ありがとうございます。

それでは、審議事項に入りたいと思いますが、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（案）について」です。すでに皆様方のほうでござらんになっていらっしゃるんですけども、改めて事務局からの説明をお願いいたします。

都市デザイン課長 では、都市デザイン課長、清水よりご説明させていただきます。資料1-1をござらんください。「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（案）について」です。

1の「主旨」でございますが、世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）は平成27年度から10カ年の計画でございまして、平成31年度から始まる後期4カ年の計画を策定するため、平成29年度より見直しの検討を行っております。本年7月の審議会において、さまざまなご意見を頂戴しました。また、その後、庁内での意見をあわせて検討いたしまして素案を作成し、区民意見募集を行いました。本日は、その結果を踏まえ後期計画の案を作成しましたので、区民意見募集の結果とあわせてご説明させていただきます。

後期計画の期間及び経緯は、2番と3番に記載のとおりでございます。

裏面をござらんください。「区民意見募集の実施結果及び素案からの変更点」についてです。資料1-2をござらんください。まず区民意見募集の結果についてです。意見募集の期間、周知方法は記載のとおりです。

3の「意見提出人数と件数」ですが、19人の方から60件ございました。意見の概要ですが、資料に記載のとおり、計画全体に関する意見が10件、また計画の第3章に関するものが38件、そのうち個別の施策内容に関するものが37件、またその他の意見が12件ございました。

その資料の2ページから10ページまで、意見の概要と意見に対する区の考え方を記載しております。左端には「項目」、その隣に「No.」とございます

が、それは項目内での通し番号でございます。

主な意見をご紹介させていただきます。まず、最初に3つほど挙げておりますけれども、こちらはUD、ユニバーサルデザイン推進計画に対する賛同意見ということで、今後も積極的に進めてほしいというご意見でございました。

また資料の3ページをごらんください。3ページの上から3つ目「第3章 後期計画の見直しの視点」において、「『多様なツールによる情報提供』が少ない」というご意見をいただいております。また、そこからは、個別の施策内容ですけれども、「さらにユニバーサルデザインを推進してほしい」という内容が多くございました。

特に、そのままおめくりいただいて、No. 6というのが5ページの上のほうにございますが、「ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進」ですとか、さらにめくっていただいて6ページの上のほう、No. 8「わかりやすいサインの整備」、それからさらにおめくりいただいて7ページのNo. 14「公共交通等のサービスの充実」やNo. 15「歩きやすい道路環境の整備」といったところには意見が多く寄せられております。

さらに9ページをごらんください。上から3つ目のところですが、IT活用によるシステム化についてのご意見、それから同じく9ページの下から2つ目には「公衆電話を復活してほしい」といったご意見、さらにおめくりいただいて10ページの上から1つ目、たばこの規制に関するご意見、同じくそのページの上から3つ目、「IoTを活用したユニバーサルを推進してほしい」といったご意見などもございました。

それでは、次に素案からの変更点についてご説明する前に、恐れ入ります、資料1-5をごらんいただけますでしょうか。こちらは前回の審議会から変更した点を記載しております。前回審議会でもいただいたご意見を踏まえて修正した点について、お伝えいたします。

この資料1-5の左端にある「頁」というのは資料1-4後期計画（案）のページを示しております。

まず17ページ、18ページの第2章の2になりますけれども、柏委員よりご意見をいただきまして、第2章に前期計画の特徴的な取り組みを追加しております。

その下の27ページ、29ページ、30ページの部分ですが、こちらは稲垣委員よりご意見をいただきまして、第3章の章立て、それから書き込み内容を変更しております。

またその下のほう、35ページ、39ページですが、明石委員より教育委員会との連携をふやしていただきたいというご意見を踏まえまして、所管部に教育政策部、生涯学習部を追加しております。

裏面をごらんください。56ページの追記でございますが、「多様な情報媒体の普及・活用の推進」のところでございますが、當間委員よりご意見をいただきまして、情報提供だけでなく問い合わせをしやすい環境整備をというご意見がございましたので、追加しております。

そのほかの変更につきましては、案をよりわかりやすく見やすくするための追加・変更、それから庁内での検討の際に出た指摘を踏まえた修正でございます。

また、64ページ以降には資料編を追加しております。

では、恐れ入ります。先ほどの資料1-2にお戻りいただけますでしょうか。資料1-2の11ページ「素案からの変更点」でございます。資料1-4の「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（案）」とあわせてごらんいただければと思います。

1点目です。案の33ページになりますけれども、25の施策の右側に「後期計画の見直しの視点」の1から3まで記載しておりますが、2の「『多様なツールによる情報提供』に該当するものが少ない」というご意見でございましたので、No.2の「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」に2の視点を追加しております。

あわせて3-4の事業No.2の「取組みの方向性」に「タブレット等の多様なツールの活用」という文言を追加しております。

2点目でございます。「IoT特区みたいなことをやってIoTを活用したユニバーサルを推進してほしい」というご意見でございました。こちらについては、39ページの事業No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」の「取組みの方向性」に「ユニバーサルデザイン整備の実績やユニバーサルデザインに役立つ最新技術の情報収集及び蓄積に取り組む」という文言を記載い

たしました。

3点目です。40ページの1行、事業No.6の「取組みの方向性」のところに追記をしております。こちらは区立施設にユニバーサルデザインの検討会を実施しているということは評価いただいているのですが、完成後に検証するべき、そういう仕組みが必要というご意見でございましたので、3-4のNo.6の「取組みの方向性」に「ユニバーサルデザインアドバイザー等とともに検討会を行った施設の検証を行い、検討会の質の向上に取り組む」と追記しております。

4点目でございます。「わかりやすいサイン整備推進」のところで、「民間施設にも誘導できるように普及・啓発を行ってほしい」というご意見でございましたので、No.21の事業「情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」の「取組みの方向性」に「職員だけでなく、一般向けに改定することで、情報のユニバーサルデザインの更なる普及をはかる」という文言を追加しております。

5点目です。「IT活用によるシステム化に伴う仕様の作成に当たっては利用者の声を反映してほしい」というご意見を踏まえまして、No.22「多様な情報媒体の普及・活用の推進」の「取組みの方向性」に「多様な当事者が問合わせや申込みをしやすい環境整備をはかる」と修正を加えております。

資料1-1の裏面にお戻りください。「後期計画（素案）について」です。

資料1-3の概要版につきましては、先ほどご説明した第3章の章立ての変更に伴い、3-1(3)を3-2というふうに変更しております。

また、資料1-4の変更点については先ほどご説明したとおりでございます。

6「今後のスケジュール（予定）」でございます。本日、当審議会で案のご検討をいただきまして修正の上、12月に答申をいただきたいと存じます。また、来年2月に区議会に報告の上、3月に後期計画を策定いたします。

説明は以上でございます。

八藤後会長 どうもありがとうございました。

委員の皆様からほかに事前に意見をいただいておりますので、この点について事務局から説明をお願いします。

事務局 都市デザイン課の栗野です。事前にお2人の委員から意見をいただ

いております。鈴木委員より3点、當間委員より1点いただいておりますので、読み上げさせていただきます。

1点目でございます。資料1-4の31ページになります。「ホストタウンについて、区のお知らせに1度は掲載されましたが、再来年4月以降に詳しく掲載をお願いします」というのを事前意見でいただいております。

鈴木委員の2点目でございます。103ページになります。「社会的障害について、12月の障害者週間に限定しなくても構わないのでは。わかりやすく児童にも理解できる文章やイラストで、区のお知らせまたはUDスタイルで取り上げていただきたい」と。

3点目でございます。資料1-4の107ページと108ページになります。「ピクトグラムを1度区のお知らせでご紹介いただきたい」ということで、3点意見をいただいております。

都市デザイン課長 では事前意見について、最初の1点目と2点目については障害施策推進課長の竹花より回答いたします。

障害施策推進課長 まず、ホストタウンについてということで、「今後詳しく掲載を区のお知らせ等で」というご意見についてです。

共生社会ホストタウンについてまだまだ知られていない部分もあるかと思いますが、若干ご説明しますと、今回のオリンピック・パラリンピックの中で、障害のある海外の選手を迎えることをきっかけに、ユニバーサルデザインのまちづくりあるいは心のバリアフリー、あるいは障害者スポーツの推進等に取り組む、そういうようなものを国のほうで共生社会ホストタウンという位置づけで、登録を世田谷区はいただいたものです。

確かにまだまだ周知がされていないということで、今後も周知あるいは広報活動が必要だというふうに思っております。今年の7月に区のお知らせには掲載させていただき、毎月15日号の区のお知らせの1面のところには、「共生社会ホストタウンです」みたいな、周知を図るために載せておりますけれども、今後の予定としては、さまざまな活動がこの共生社会ホストタウンの位置づけで行われますので、例えば障害福祉担当部あるいは都市デザイン課、さまざまなところで行うイベント等の中で、「共生社会の取り組みですよ」というものを引き続き区民の皆様にご覧いただくように取り組んでまいりたいと考えて

おります。

この取り組みは2020年で終わるというものではなくて、それをきっかけに2020年以降、オリンピック・パラリンピックが終わった以降も取り組んでいくというような位置づけのものでございます。

次に社会的障害、「12月の障害者週間に限定しなくても、児童にも理解できるような文章・イラストで取り上げてほしい」というご意見についてです。障害福祉担当部では、毎年12月の障害者週間に合わせて障害者フェスタというイベントの中でも障害理解あるいは差別解消の取り組みというものをやっております。

ただし12月の取り組みだけではなくて、年間を通してさまざまなイベントの機会でのPR、あるいは研修、あるいは区民の皆様の研修に出かけて出前というようなことでの出張研修みたいなものとか、あるいは昨年度は障害者差別解消広報のわかりやすくつくったリーフレットを区内小・中学校全校に配布するとともに、今年度以降は小学校4年生を対象にリーフレットの配布を継続しています。

なぜ小学校4年生かと申しますと、小学校4年生からいわゆる福祉教育みたいな位置づけのものが学校の中で展開される。そういう中の教材としてご利用いただきたいという趣旨で、今年度以降も4年生を対象にリーフレットを配布し、学校での活動に利用していただきたいということで進めてまいります。

したがって、12月に限らずいろいろな機会を通じて障害理解あるいは差別解消の取り組みは進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

都市デザイン課長 3点目については、都市デザイン課長のほうから回答させていただきます。

「ピクトグラムを区のお知らせで紹介いただきたい」というご意見についてですけれども、区では平成30年3月に「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を作成しまして、多言語表記ややさしい日本語の普及に努めております。また、公共サイン等におけるピクトグラムの活用も大切なことと認識しておりますので、ユニバーサルデザイン、多言語表記の推進とあわせまして区のお知らせ等で紹介してまいりたいと考えております。

以上でございます。

事務局 ありがとうございます。

それと事前意見で當間委員からご意見をいただいております。

資料1-4の56ページになります。「『せたがや動画』に手話やテロップをつける等に取り組む」という部分について、「多様な情報媒体の普及・活用の推進もそうだが、推進計画も含め全体的に全ての指摘・意見を受け入れるようにというわけではないが、当事者と対等の立場で意見交換・検証を重視すべきと考える。それをなくしては区から区民への一方的な押しつけになり、本来の意味でのユニバーサルデザインにはならないと考えている。これについて区の見解を聞きたい」ということです。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水より回答申し上げます。

当事者との意見交換、検証することは重要というふうに区でも認識しております。例えばこのユニバーサルデザイン推進計画の区民意見交換会や区立施設のユニバーサルデザイン検討会など、当事者と意見交換をし、修正をしたりするなどして実施しております。今後も引き続きさまざまな部署で当事者の意見を聞きながら施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

八藤後会長 それで事前意見は終わりですね。ありがとうございました。

それでは、ただいまも説明がございましたけれども、「ユニバーサルデザイン推進計画第(2期)後期(素案)」、これについてご意見、ご質問などを受けたいと思います。発言の際には名前を最初に言っていただければと思います。いかがでしょうか。

齋藤副会長 今、共生社会ホストタウンの委員からのご質問にお答えいただいたのですが、オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典でもあるのですけれども文化の祭典でもあるということで取り組んでいて、各国、オリンピック・パラリンピックを開催するときには文化の機運も高めるということで大変努力されて成果も上がっていると思います。

この委員会でもどこまで文化という視点で私たちが意見を言っていけるのかわからないところもあるのですが、共生社会ホストタウンということはこの東京2020大会の取り組みに生かすというところに書くのでしたら、やは

り環境の整備とあわせて、環境の整備がなされることで、文化の振興や、障害のある方たちが文化生活を営むことに対しても新しい参加を得られるのだというようなことが書かれるといいなと思いました。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。

齋藤委員のただいまの意見について、事務局のほう、いかがでしょうか。

都市デザイン課長 今のご意見は、具体的にはどの辺りのページを意味しているか、教えていただけますか。

齋藤副会長 資料1-4の30ページ、31ページのところです。

都市デザイン課長 30ページの「共生社会の視点をまちづくりに活かす」の辺りに今の内容が追記できるかどうか検討させていただきます。ありがとうございます。

八藤後会長 取り上げていただけるということでございます。

ほかにございますでしょうか。

鈴木忠委員 ホストタウンの質問をした者なのですが、ここの建物のキャロットの一番上のところに、随分壁一面にホストタウンのことが詳しく、このレストランの入り口に世田谷区として掲示されて、9月に来たときより立派に力を入れているなとは思ったのですが、せっかく日本の中でホストタウンに立候補したのは本当にわずかな市なので、その意味を含めて、先ほどおっしゃられたように、スポーツに限らず幅広いホストタウンというものに区民の立場なりユニバーサルをやっている我々などがどう参加できるかというのがもっと明確にされたほうがいいのではないかと思います。

八藤後会長 ありがとうございます。

ただいまの意見について、事務局のほう、いかがでしょうか。

都市デザイン課長 今いただいたご意見も踏まえまして、先ほどの齋藤委員のご意見と共通する部分がございますので、30ページのところの書き込みについて、事務局のほうで検討させていただきます。ありがとうございます。

八藤後会長 では、あわせてそれを反映していただけるということでございますね。

では當間委員、どうぞ。

當間委員 以前に質問させていただいたのですけれども、それに回答をいただきましたが、区といたしましても当事者の意見交換会をやっていくという考え方があるというお話でしたけれども、その辺りはこのページには載せられていないように思いますが。

八藤後会長 いかがでしょうか。

都市デザイン課長 今回の案の中に、今、新たな書き込みということはしておりませんが、該当するページを確認しまして、当事者の意見を聞きながらというのはユニバーサルデザインの基本だと思いますので、その旨追記させていただきたいと思います。どこに書くかというところは検討させてください。よろしくをお願いします。

八藤後会長 ありがとうございます。

まず、太田委員のほうから。

太田委員 先ほどの鈴木委員のほうのご意見なのでございますけれども、我々は、この委員会に集まったときだけが委員ではなくて、日常的にも暮らしている中でやはりいろいろな人と接しているわけですね、区民の方に。

それで、最初にこちらの清水さんの隣の男性の方がバッジをつけて意識の向上を図るということをおっしゃっていましたが、そのバッジをこの委員の方にお配りするようご計画はございませんか。それをもとにしていろいろな区民の方と広い交流ができると思うのです。どうしてもこういう場のときだけというような意識を払拭するためにも、日常的に会社に行く、電車に乗る、そういったときにもうバリアフリーというのはそこら中に広がっているわけです。そういった考え方をしなければいけない。

その1つの象徴としてそのバッジがあると非常にお話がスムーズにいけるようになりますし、それからそういった接触を通してフィードバックも多いのではないかと思います。

八藤後会長 いかがでしょうか。バッジの可能性などにつきまして。

都市整備政策部長 ありがとうございます。先ほどご紹介させていただいたこのホストタウンのロゴのバッジなのですけれども、先ほど申しあげましたように区民から作品募集を行いまして、502点の中からこの1点が選ばれたということで、先ほど申しあげましたように、アメリカ合衆国がいわゆるホスト

タウンということでオリンピック・パラリンピックの事前キャンプを張ることがございまして、そういった観点から応援醸成をしていこうということ、また、いわゆる2020年の大会の際に盛り上げるということで、国際交流ですとか多文化共生の社会実現というような目的のために区を上げて盛り上げていこうということで、そういった取り組みをしております。

こういったバッジについては、今後ということで聞いておりますのは、各種イベント等で配布していくというふうに聞いてございます。

今お話にありましたように、日ごろからそういった意識を持って、さまざまな機会に意見交換等もしながら進めていくというような姿勢というのは必要だというふうに認識してございますので、こういったバッジはたくさん多分つくっていると思いますので、所管部のほうにお話しして、皆様方にもつけて機運醸成に一役買っていただけるようにしていただければというふうに思っておりますので、調整をさせていただきたいということで、よろしく願いいたします。

八藤後会長 では、ぜひお願いいたします。私も経験があるのですが、そういうのをつけておくとよく人に「これは何ですか」と聞かれて、そのときにきちんと説明ができるということで、いろいろと話題がそこから生まれてくるということなので、ぜひ期待したいところでございます。

では、お待たせしました。山形委員、お願いします。

山形委員 2点。1点は確認事項と、もう1点、質問と意見という形でお伝えさせていただければと思います。

まず1点目は確認なのですけれども、31ページの「『共生社会ホストタウン』とは」というところを見て、今、気づいたところなのですけれども、【具体的な事例】の欄の一番下、《障害者スポーツの推進等》というところの上の欄なのですけれども、「区立総合運動場、陸上競技場の化」と書いてあるのですけれども、これは何化なのかというところ。これは多分ミスプリか何かだと思っておりますけれども、その確認をさせていただきたいということがまず1つです。

もう1点なのですけれども、私は自立生活支援センターHANS世田谷というところに所属しておって、そこからこの推進委員ということでやらせていた

だいているのですけれども、もう1つ所属団体というのがありまして、これは直接関係ないのですけれども、実は僕は障害を持つ人の野球チームに所属しております、そちらのほうで実際に野球のほうに取り組んでいます。

このホストタウンということチームメートに説明してみようということを目指したのですけれども、みんな障害当事者の野球選手が多いのですけれども、みんなスポーツに取り組んでいる人たちというのは、パラリンピックの競技の選手たちもそうだと思うのですけれども、本当に力を入れてそのスポーツに取り組んでいるということがありますので、むしろお勉強のほうは二の次、三の次になるアスリートの方は結構多いのです。

そこを考えたときに、ホストタウンでこんなことをやっていると。それで具体的な事例というところを拝見したときに、「理解の促進」「環境整備」「教育の実施」「環境の向上」と書いてあるのですけれども、選手たちにこのことをお伝えすると、必ず、それで何をやっているの？ というようなことを言われるかなとイメージができたのです。

スペースの都合もあるかと思うのですけれども、こうこうこういう取り組みによる「環境の向上」とか、「理解の促進」「生活環境整備」も、こういうことを実践、実現しながら環境整備に取り組んでいますという形で、もっと明確にわかるように、取り組みを表記する前に幾つか例示をしてあげるということにすると、あっ、こういうことをやっているのだね、じゃあ頑張ろうというようなことで、実際のアスリートの皆さんにも伝わりやすい表現になるのかなというふうに思いましたので、スペースの都合との兼ね合いも含めましてご検討いただければと思います。

以上です。

八藤後会長 大変重要なお意見だと思います。具体的な事例というのが具体的にないということですが、今のご意見のような形でこれを反映することの可能性はございますでしょうか。

都市デザイン課長 貴重なご意見、ありがとうございます。

まず、1点目は申しわけございません、こちらの脱字でございまして、「バリアフリー化」という、バリアフリーに大事な文言が抜けておりました。申しわけございません。

それから2点目でございますが、共生社会ホストタウン、31ページの具体的な事例のところに、もう少し具体的な内容を例示するなどできないかということでしたので、紙面はまだ余裕がございますので少し例示を追加したいと思います。ありがとうございます。

八藤後会長 では、ぜひお願いいたします。

では、続きましてご意見を。では、稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 私が前回指摘させていただいたところは、かなり改善といえますか、上から目線で済みません、かなりよくなったと思います。大変ありがとうございました。

幾つか意見と修正すべきこととお話ししたいのですけれども、まず、最初の目次のところで、世田谷区の計画にこういうのをつけるのが一般的かどうかかわからないのですが、索引があるといいのかなと思いました。

これをつくるのは大変なのです。例えば今議論している中でも、どこのページにそれが書いてあるのですかというやりとりがあるわけです。なので、例えばある言葉を、最近このユニバーサルデザインに関する新しい言葉がたくさん出てきていますので、その言葉は何かということを探りたいと思ってこの計画を使っただけだと非常に教材としても使えるのかなということで、この計画の冊子の汎用性を高めるという観点から索引があるといいのかな。

結構こういう計画の最後には用語説明も載るのですけれども、用語説明に関しては、これを拝見するとそれぞれの各所のところで脚注の形で用語説明がされているので、用語説明の欄は別に設けずに索引でそこに飛ばすとか、そういったようなことをやると、横断的に、区の政策でどこでホストタウンの話とかをやっているのかというような話が結構見えてくるようなつくりになるのかなというふうに思ったので、これは1つの提案でございます。索引をつくるのは大変なので、もし可能であればということでお願いいたします。

続きまして、先ほどのホストタウンのところで、僕も山形さんと同じような意見を持っているのです。この31ページ目のところなのですが、「環境の整備」とか「環境の向上」というのは非常に便利な言葉で、いろいろなものを包含してしまう言葉になるので、例えばスポーツ環境の向上というのが、使いやすい施設を整備しますとか、ハードの整備というのはすごく考えてしまうところ

ろなのですが、やはりそこで働いている方々の障害理解ですとか、結構聞くのが、世田谷区ではないですよ、「あなたは障害を持っているので危険だからうちの施設はご遠慮願いたい」とか、信じられないようなそういう差別が行われたりするわけです。世田谷区ではないですよ、これは。

そういうソフト側というか、人的支援のほうでの話とかも環境に入ってしまうわけですよ。なので、どこまでイメージして、この共生社会ホストタウンを目指す中での環境の向上を考えておられるのか、やはり具体的な書き下しは必要だと僕も思います。

特に《心のバリアフリー》のところに「障害者の生活環境整備」とあるのですが、これがなぜ心のバリアフリーなのかということも理解が難しいのです。障害者の方の生活環境整備がなぜ心のバリアフリーの一部に入っているのか。こういうのもユニバーサルデザインのまちづくりの中には入ってくるはずなのですよね。何をもち心のバリアフリーの中でわざわざこれを書かれているのか。そういうのがわかるような書き方のほうがいいのかなというふうに思いました。

私が部会長を務めさせていただいている「個別の施策」のところで修正いただきたいのがあるのですけれども、49ページ目の「歩きやすい道路環境の整備」というところで、新たに写真とか断面図がこのように入っているわけなのですけれども、この断面のイメージだけでは何を示しているのかわかりませんので、これによって一体何が達成されているのかとか、何が解決しているのかという説明が必要なのかなというふうに思いました。少なくとも上の「ねらい」とか「取組みの方向性」からは読み取れないというところはございます。

ページをめくっていただきまして、51ページ目の「自転車通行空間の整備」なのですが、また写真が載っているのですけれども、「歩行者が歩道を歩きやすいように、自転車の走行空間を整備」、これは「通行空間」に変えていただきたいと思います。これは基本的には「走行空間」ではなくて「通行空間」というふうに言いますので。

これは3つの写真があるのですけれども、白黒で印刷されると思うので、何なのかよくわからないところがあるのです。自転車の通行空間の整備は、交通安全自転車課さんがいつも用意される資料には、世田谷区では3パターンあると。その3パターンがあるということ載せたほうがいいのかなというふうに

思います。少なくとも一番左と真ん中は同じようなものになっているので、自転車専用通行帯の写真を1つ入れたほうがいいのではないかなというふうに思った次第です。

長くて申しわけないのですけれども、1つ質問なのですけれども、資料1-2の区民の方からの意見に、このような考え方を区はしますよというようなことが書かれているのですが、これはもうお戻しはしてしまっているのですか。これからということであれば修正いただきたい。

修正したほうがいいのではないかという提案なのですけれども、8ページ目のNo.17のNo.25。上のほうですね。「自転車通行帯の整備を推進してほしい」と書かれていて、自転車通行帯という言い方は正式にはないので、左は意見なのでこれは修正しなくていいと思うのですが、右側の区の考え方としては「引き続き、自転車通行帯の整備を進めてまいります」ではなく、「自転車の通行空間の整備を進めてまいります」と。自転車通行帯という語はありませんので。

それだけ直していただきたいのと、その下なのですけれども、区の考え方ところで、「前者は歩道の段差解消や幅員構成の改善等」、「後者は主に車道部の自転車の安全で快適な走行環境が課題となっています」と書かれているのですけれども、これは先ほどの「自転車通行空間の整備」のところに書いてあったように、自転車のための整備なのだけれども、本当はそれによって安全な歩道の実現を目指しているというのがUD審議会での自転車通行空間の恐らく1つの視点、切り口だと思うので、それを付け加えられたほうがいいのかと。

なので、「車道の走行空間、自転車の走行空間を整備することが課題で、それを解決することで安全な歩道の実現を目指すものであります」というふうに書くと、この方の疑問に対する区のお答えになるのかと思いましたので、お答えをいただければ幸いです。

以上でございます。

八藤後会長 ありがとうございます。大きく4点ぐらいあったかというふうに思っております。

実は索引について、そういうものがこの手の資料で載っているというのは私はあまり見たことがないのですが、今のご意見を聞きまして、非常にこれは有

効なのではないかと。これは資料をつくる側としても、何か抜けがないとか、そういう用語がどのくらい出ているのだとか、どこに出ているのだというのを確認する手段にもなりますし、それから見るほうも索引から見ていくという見方もあるのです。自分の関心のあるところを索引から拾って見ていくという使い方もできますので、割と最近はこういう編集で索引を自動的に振るという機能もあるようでございますので、そんなに昔のように手で拾っていくような作業をしなくてもいいのではないかなと思うのですが、私も今初めて聞いて、これはとてもいいなというふうに思いました。

では、それも含めてご回答のほうを事務局よりお願いいたします。

都市デザイン課長 ご意見ありがとうございます。

まず1点目の索引については、今お話を聞いていて確かに有効だと思いますので、職員と相談して、できればつくっていきたいと思います。

それから2点目、用語説明については各所でやっているということで、そのまま行きたいと思います。

それからホストタウンの「環境整備」「環境の向上」というのが便利な言葉なので、具体的に書き込みをということで、山形委員と同様の意見ということで、承知いたしました。

それから、心のバリアフリーの中になぜ障害者の生活環境整備というのが入っているかというご質問なのですが、具体的な内容としましては、例えば商店街等における段差解消、スロープの設置ですとか点字付きメニューの作成、筆談ボードの配置などということが挙がっております。

それから、アメリカのパラリンピアンが日本に来たときに交流をするということで、アメリカと日本の障害者の生活の違いを知るといった内容のイベントを実施するというようなことを所管のほうでは検討しているようでございます。おもてなしに通じる生活環境の整備ということで、心のバリアフリーの中にその文言が入っております。

それから49ページの断面のイメージですけれども、確かにこれによって何が達成されているのかというのは説明が必要だと思いますので、少し説明を追記いたします。

また、「走行」という言葉を「通行」に修正するというのと、写真3枚に

ついて、一時この3つの自転車が通行する種類について説明の言葉を入れていたのですけれども、なかなか言葉だけを載せてもわからないだろうということで一文にまとめてしまったのですが、そこは交通安全自転車課のほうと相談しながらわかる内容にしていきたいと思います。

それから資料1-2のNo.25の「自転車通行帯」という言葉はないということで、「自転車の通行空間の整備」に訂正させていただきます。

また、車道の走行空間を整備することによって歩道の安全性を向上させるという内容を区の考え方のほうに追記するように、こちらも交通安全自転車課のほうと調整して修正させていただきます。ありがとうございます。

八藤後会長 ただいまの回答で、それぞれご発言の方、よろしゅうございますでしょうか。

では、引き続きましてご意見等ございますでしょうか。小島委員、お願いします。

小島委員 今回のユニバーサルデザイン推進計画の資料を一通り全部見て、ざっくりと持った感想なのですけれども、当然のことながら「ユニバーサルデザイン」という言葉が非常に多くて、ちょっと混乱するなというイメージがありました。やはり行ったり来たりというところで見直しの作業をととても多く必要としまして、それでいろいろとコメントを書くのに多くの時間がかかってしまったということが事前に資料を出せなかった要因であるというふうに思います。

なので、ユニバーサルデザインという今ここに使われているその言葉が、本当にこれだけ全て必要なのかということのを改めて見直して、簡略化できるところは簡略化して、本当に一番伝えたいことをできるだけわかりやすく伝えるということを1度されることが必要かなというふうに思いました。

また、2ページ目、3ページ目のところに、例えば3ページ目の「1-2. 目的」というところに「ユニバーサルデザイン」という言葉の注釈があります。ここの出典みたいなものが今書かれていないのですけれども、これは質問なのですが、定義的にここで書かれているものの出典で、オリジナルなのかあるいは何か参考とされたものがあるのかというのをお尋ねしたいと思います。

なぜかといいますと、ユニバーサルデザインの説明の中に「能力」という言

葉が今使われていますが、私はそういったものはあまり見た記憶がなくて、少し気になったものですから、その辺り、わかる範囲でご回答いただけるとありがたいなと思います。

また、各事業の内容の中にたくさんの関連事業が書かれています。例えば15であれば「うままちプロジェクト」であるとか、あるいは17は「世田谷区自転車ネットワーク計画」、また21は「情報のユニバーサルデザインガイドライン」、そして24はパンフレットあるいはリーフレット。こういったことの中身をもう少し具体的に知ることで、やはり発言できることが変わると思うのです。

例えばその中に書かれている「ユニバーサルデザイン」というところに、思いの違いはないかとか、言っていることにずれはないかとか、やはりそういった統一ということも大切な気がしました。

これも例えば索引の最後のところでいいと思いますので、何を見ればこれが見られるか。例えばURLでもいいと思います。あるいは関係調書、例えば何課に質問すればこれに関する詳しい資料を見ることができるか。そういった情報があることで、私たち一人一人の委員がいろいろな方への声かけであるとか、私も今回この委員会に参加して初めて知り得た事業もたくさんありましたので、その辺りが正しくできるだけ平等に区民の方たちに情報が行くことで、より多くの方たちから有効なご意見が届くということが反映につながるのではないかなというふうに思います。

冒頭のほうに當間委員のほうから当事者の意見に関するコメントがありました。そこに私の意見をあえて加えさせてもらいたいのですけれども、例えばこういった会議で当事者の方に意見を伺う、あるいは何かしらのイベントの際に意見を伺うということは多分これまでもされてきていると思います。ただ、日常的にいろいろと思うこと、例えば危険に思ったことで、ほかの方に同じ危険が行かないようにするにはどんなふうにユニバーサルデザインで改善していけばいいかであるとか、何かそういう日常的にちょっと困ったことや、こんなアイデアはいいのではないかみたいなことをどこにどう伝えたらいいのかということが、やはりなかなかわかり切れないと思うのです。

なので、その辺り、意見目安箱みたいなものなのか、どういう形がいいのか、

そこまではわかりませんが、区民の皆様、いろいろな方たちの意見を事業一つ一つあるいは区の政策により反映できるように、何か広く受け取れるような形があるといいのかなと思います。これは意見です。

以上です。

八藤後会長 細かく見ていただきましてありがとうございます。

たくさんの意見がございましたけれども、一つ一ついかがでしょうか。

都市デザイン課長 貴重なご意見ありがとうございます。

まず、「ユニバーサルデザイン」という言葉が多いということは本当にそのとおりだと思ひまして、私どももこれを書きながら、UDに省略したほうがいいのではないかといいところもあるのですけれども、今回は極力「ユニバーサルデザイン」という表記で、固有名詞になっているところはアルファベットのUDという形で表記をしております。ただ、逆に全部片仮名にすることで読みづらくなっている部分はあるかと思ひますので、もう一度そこは確認させていただいて、表記のあり方について検討させていただきたいと思ひます。

2点目のユニバーサルデザインの定義でございますが、これはもともとのユニバーサルデザイン推進計画第2期の前期計画を作成したときから載っている部分でございますが、今、手元にはないのですが、ユニバーサルデザイン推進条例の第2条ですね、今お手元に第2期の推進計画の冊子がございますけれども、その93ページに定義がございます。その中に「能力」という言葉が入っています。世田谷区でユニバーサルデザインのことをいろいろな会議等で説明するときには、「この条例に基づいてこういうふうに定義しております」というふうにご説明しております。

あと、3点目が関連事業ですね。確かに関連事業も多数ございまして、その中身がよくわからないというご指摘もごもっともだと思ひますので、その中身がわかるような工夫を考えたいと思ひます。また、URLを載せるとか関係部署を掲載するというのはいいいアイデアだと思ひますので、そこも調整の上修正させていただきたいと思ひます。

あと、当事者の方のご意見を聞くという場が、会議ですとかイベントでは行っているということですが、日常的に困ったことやいいアイデアを受け取る仕組みについてでございますが、区長へのメールという形でいろいろなご

意見を受け止めて、関係する部署にはその意見が来てそれぞれ回答するという仕組みはとっております。現時点ではそのような状況でございます

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。

もしかして小島委員が最初に言った「ユニバーサルデザイン」が多いというのは、単に文字をUDに直せばいいという意味ではなくて、その文言自体がこんなに要らないという意味ではなかったですか。

小島委員 はい。

八藤後会長 そうですね。ということで回答が変わるのではないかと思います。それで見直していただけるということでよろしいですか。

それではどうぞ。

齋藤副会長 前の前ぐらいの期のこの委員会でも、やはりユニバーサルデザインという言葉が多いというのは出されていて、そのときは省略してUDというアルファベットを使っていたのですね。これが問題かなというふうにみんなに言われていて、それで今「ユニバーサルデザイン」と片仮名にもしかしたらしていただいているのかもしれないのですけれども、小島委員のおっしゃるとおりに単なるデザインとか計画と言ってもいいところもあるのは確かだと思いますので、「ユニバーサルデザイン」でなければいけない部分を精査して限定していただくことで、よりわかりやすくなるのかとも考えました。

何ならここで30分とか時間をもらって、みんなでチェックするみたいな機会をつくっていただいてももしかしたら結構なのかと思いました。難しいと思いますので、みんなの力をかりてやればいいのかと思いました。

八藤後会長 ありがとうございます。

そろそろ次にいきたいと思うのですが、ほかにもしあるようでしたら伺いますけれども。よろしゅうございますか。それではありがとうございました。

では、本日いただきましたこの意見について、事務局で修正なりしていただくというご発言もございましたので、それをぜひお願いしたいということと、その内容については、そのように直っているかどうかという確認ですが、私、会長に一任できればというふうに思います。ただ、その後も、私も気がつかないところもあるかもしれませんので、修正したものを委員の皆様にもう1度事

務局から配っていただきまして、再度ご自分の意見がどのように反映されているかというのを確認いただきたいというふうに思っています。それで12月に区長へ答申すると、こういう手はずになると思います。

それでは、次は報告事項です。事務局よりお願いいたします。

事務局 これから4つの報告事項をさせていただきます。資料2「平成30年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ（点検・評価・改善）について」ご説明させていただきます。

区の附属機関であるユニバーサルデザイン環境整備審議会への点検結果の報告を行い、評価をいただきながら事業の改善を図ってまいります。この一連の流れをスパイラルアップの取り組みとして平成30年も実施させていただきます。

1「スケジュール」でございます。平成31年1月、区で事業の進捗状況の点検を行い、所管課内でまとめさせていただきます。

2月に審議会の部会を開催いたしまして、審議会の委員の方々から全事業についてヒアリングを行わせていただきます。

八藤後会長 申しわけないのだけれども、今どの資料を見ていらっしゃいますか。

事務局 資料2になります。申しわけございません。A4の片面の印刷のものです。皆様お手元に見ていただいていますでしょうか。

2月の審議会の部会后、3月に毎年発行している「UDスタイル第5号」で、アンケート形式でスパイラルアップについて区民の意見を募ります。

年度が変わりまして5月、各部会を開催し、ヒアリング結果と区民意見を踏まえ、各事業の評価と部会ごとの評価を審議会の委員から行っていただきます。

6月に審議会で全体の講評をまとめさせていただきます。

8月に、講評を受けて、区より平成30年度のスパイラルアップを公表させていただきます。

2番目の「部会の進め方」になります。3つの部会が現在設置されております。

第1部会が「普及・啓発、情報とサービス関連」になります。

第2部会が「建築、住宅、災害関係」になります。

第3部会が「道路、公園、公共交通関連」という形になります。

2月の部会では、区の担当者から28の施策・事業のプレゼンテーションを行い、各委員がヒアリングを行っていただく形になっております。

3番目でございます。2月の部会の日程でございます。来年度になるのですが、各部会の日程が確定しておりますのでお知らせいたします。

第1部会につきましては、平成31年2月28日木曜日の13時30分から16時30分までになります。

第2部会が2月12日火曜日13時30分から16時30分までとなります。

第3部会が2月25日月曜日13時30分から16時30分になります。

部会の開催につきましては、また改めて開催のご案内を送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。各部会とも区役所の庁舎のほうで開催いたします。よろしくお願いいたします。

こちらの報告については以上になります。

八藤後会長 ただいまの報告につきまして、質問などはございませんでしょうか。

稲垣委員 前回のこの審議会で各部会での講評を多分つくって、その中の文言をすごく精査に皆さんと一緒にチェックしたと思うのです。これまで何年か、私はこの審議会をお手伝いさせていただいている中で、ここまですごく講評を考えたのだけれども、何とかかんとかされたいとかといっぱい書いていますよね。それに対するフィードバックがあまり感じないのです。こうこうこういうふうにスパイラルアップの一環で各担当部署が点検しているわけですよね。それに対して各部会の中で、ああそうですかと。すごく頑張っているところもあれば、まだ不十分でこれからの課題もありますね、それは具体的にはこうこうこうで、これからこうしてくださいという願いを込めて審議会に取りまとめますよね。

それで終わってしまっている気がして、スパイラルアップが戻ってきていない気がする。ヒュッと上がって違う次元でまたヒュッとPDCAが回っているような感じがするので、スクラップアンドビルドみたいな感じではなく、ちゃんとスパイラルアップするためには、それに対してこういうところを対応しましたというような、つながっていくような計画の回し方がいいのかなというふ

うに思いましたので、ぜひ願いとしては、フィードバックで、我々の講評に対して一体どういうレスポンスが来るのかというのがわかるような仕組みを考えていただければ非常に我々としてはうれしいところでございます。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。今までやっていないことだと思imasuので、どこにこれをどういうふうに入れ込むというような、多少技術的な工夫も必要かと思いますが、事務局のほう、いかがでしょうか。

都市デザイン課長 ご意見ありがとうございます。毎年、スパイラルアップの2月の部会の前に、各所管のほうで進捗状況の点検を行っていただくときに、一応前年度の審議会委員の講評というのは資料としてつけて、それを各所管は目を通してはいるはずなのですが、それに対する改善が委員の皆様はなかなか感じられないというご意見だったと思いますので、12月ぐらいから今年度の進捗状況の点検をお願いしますというのを都市デザイン課のほうから各課に発信するときに、その点について再度昨年度の審議会委員の講評を確認して、それを踏まえた点検をしていただくように、そこの働きかけをしていきたいと思imasu。ありがとうございます。

稲垣委員 フォローアップではないのですが、私、全部が全部に対してだめ出しをしているわけではないです。もちろん、中にはすごく講評を踏まえてこの計画内容をすごくいい方向にもってきたださっている、福祉有償運送の辺りですかね、こういう公共交通政策、移動支援サービスがあるのだよということをきちんと区民に知らせたほうが良いといったような講評をしたときに、すごく具体的な頑張りを見せていただいた課もあったわけです。だから、全てが全て「全然できない」と言っているわけではないのです。あまり言うとはよくないので、グッドプラクティスもあるということをつけ加えさせていただきます。

八藤後会長 ただいまやりとりを聞いておまして、具体的にフィードバックのやり方なのですけれども、今、事務局のほうで前年度の意見をもう1度示していただいて、それでどうなのですかということを見てもらうということだと、それで終わってしまうような不安がありまして。

例えば達成できなかったこととか、あるいはまだ不十分だというふうに思う

ことがあれば、どういう形で返すかわからないのですが、次年度の報告にそれを必ず書いてくださいと。あるいはそういう内容を数行でもいいのでそちらの事務局に返してください、委員の方に説明しますと。そういう言い方、稲垣委員、どちらがいいですか。

稲垣委員 それはもうご検討いただければと思います。私が別に決めることではないと思いますので。

八藤後会長 わかりました。いずれにしても我々がわかったほうがいいということでございますので、それを意識して返してくればということでございます。ありがとうございます。

では、齋藤委員、どうぞ。

齋藤副会長 蛇足かもしれないのですがけれども、世田谷区のほうで各事業の重点政策などの事業評価をなさっていますよね。このユニバーサルデザインの事業についても、これは重点政策としてノミネートされている事業ですか。

その事業評価のチェックリストみたいなものの中に結構細かい評価の項目があって、例えば区民参加を進めますとか、当事者の参加を進めましたとか、そういうことについて、何回やったとか、何人来たとか、それによってということが達成されたとかというのを書く項目があって、それは内部評価のシステムなのですけれども、私はその委員もさせていただいたので、それは割とよくできているなと思ったのです。なので、そういうのを活用していただいたり参考にさせていただくと私たちもわかりやすいのかなというふうに思いました。

八藤後会長 ただいまのご意見について、事務局のほうはいかがでしょう。

都市整備政策部長 今回のスパイラルアップについては28の事業ということで、各事業についてそれぞれ各部会のほうから講評等をいただいて、それを各所管のほうに返して、いわゆるスパイラルアップということで推進に向けていくという大きな取り組みなのですけれども、なかなか細かい部分まで、各所管のほうでやっている内容が、このいわゆるスパイラルアップの報告書の中だけで理解がなかなかできないのかなというふうに思っています。割り当てられたページが大体両面で1ページずつくらい、書式も決まった中で入れていますので、そういう中で考えますと、ここに細かく入れるというのはなかなか難し

いのかなというふうに思っています。

できればプレゼンテーションということで、2年くらい前からやっていますが、各部会の中でそれぞれの事業に対する評価をしていただく中で、各所管からの取り組みをプレゼンということでご報告させていただいていますので、例えばそういう中で前年度いただいたご意見、ご指摘等に対してこういうふうな取り組みを今やっていますとか、こんなことを今検討していて、こういう方向でもう少し具体的に詰めていますとか、そんなようなところをプレゼンの報告の中でやらせていただくのも1つの方法かなというふうに思いますので、工夫をさせていただきます。

八藤後会長 今のご回答でよろしゅうございますか。

齋藤副会長 はい。

八藤後会長 では、検討いただけるということでございますので、ぜひお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

では、次の議題に移りたいと思います。それではまた事務局のほうでお願いします。

都市デザイン課長 報告事項の2番目でございます。「世田谷区本庁舎等整備基本設計（案）中間報告について」でございますが、本日は庁舎整備担当部庁舎整備担当課長秋山が参っておりますので、秋山よりご説明させていただきます。お願いいたします。

庁舎整備担当課長 こんにちは。庁舎整備担当課長の秋山といたします。本日、同じく庁舎整備担当係長の横川とともに、お時間のほうを頂戴いたしまして、現段階での区の考え方ということで本庁舎等につきましてご説明のほうをしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。着席させていただきます。ご説明させていただきます。

資料のほうは資料3-1「世田谷区本庁舎等整備基本設計（案）中間報告」、そして資料3-2といたしまして、「世田谷区民会館整備方針策定へ向けた区の考え方」と、この2つでございます。こちらの2つに基づきましてご説明のほうをさせていただきます。

まず資料3-1、1ページ目をごらんください。1ページ目左上に「世田谷

区本庁舎等整備基本設計（案）中間報告について」ということで、簡単にこれまでの経緯のほうをまずご説明させていただきます。

平成28年4月から7月まで、区民の方13名、そして学識経験者の方7名、この中には本日いらっしゃいます齋藤副会長のほうにもご尽力いただきまして、本庁舎等整備基本構想検討委員会というものを立ち上げました。これに基づきまして、まず設計要件のほうを区として定めまして、平成28年12月に世田谷区本庁舎等整備基本構想として設計要件のほうをまとめさせていただきました。

これに基づきまして、次年度、平成29年度に本庁舎等設計者選定委員会、こちらのほうは学識経験者7名で構成しておりますが、こちらをもとにプロポーザルを実施いたしまして、設計案をそれぞれ設計のプロの方に応募をしていただきまして、プロポーザルで選んだということになります。

そしてその選ばれましたプロポーザル提案をもとに、9月段階ではございますが、区の考え方としてまとめましたのがこちらの「世田谷区本庁舎等整備基本設計（案）中間報告」ということになります。

今後でございますが、平成31年2月には基本設計案としてまとめていくものでございます。

続きまして2ページをごらんください。基本コンセプトでございます。どういう提案そして設計の全体像になっているかということ、こちらのページを使ってご説明させていただきます。まず全体の建物の構成でございますが、中央の広場を囲むように分棟型の建物をつなぐ「世田谷リング」というテラスのほうを2階に設けまして、これによりまして全体として一体感を持たせてございます。

そして基本の方針2といたしまして、防災性、それから可変性に配慮した計画といたしまして、災害対策施設として機能向上のほうを目指してございます。

そして基本の方針3、「すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎」ということを一つの大きな柱に据えまして、リングテラスによりまして東西連携で横つながりの使いやすい庁舎。そして全ての方向からアプローチ動線を確保するなど、ユニバーサルデザインのほうに配慮いたしました施設といたします。

そして基本的方針4では、広くまとまりのあるフロア構成といたしまして、将来の変化にも対応しやすいフロア構成というふうにしてございます。そして最後に、当然ながら環境負荷が最小となる庁舎というふうにします。

そうしますとどういうふうな形になるかといいますと、4ページをご覧ください。4ページの左側の下に建物の全体の構成図がございまして、建物配置計画でございまして、この図で右側の棟を東棟というふうに呼んでございまして、こちらの東棟のほうは行政機能、議会機能、そして区民会館機能から成りまして、10階建ての建物。そして区民交流機能、行政機能から成ります5階建ての建物となっております。

そして西棟でございまして、こちらの西棟のほうは行政機能から成る5階建ての建物となります。

そしてこれらの建物のほうを、ちょっと薄い影みみたいな形で書いてございまして、2階部分にテラスのほうを設置いたしまして東西棟をリング状につないでございまして、こちらのほうは通常時は行政機能、そして区民交流機能の利用など、日常的な移動動線として東西の機能の連携を強化しているものがございます。

そしてこの西棟の部分でございまして、来客が多く、かつ区民の利用のところが窓が多い窓、そして相談機能のある部署をこちらの西棟の1階から3階に集中して配置してございまして、特に世田谷総合支所を利用される区民の方が大変多いので、こちら西棟の1階ワンフロア全てを世田谷総合支所というふうにしてございまして。

そしてまた一方で東棟でございまして、こちらのほうの1階部分に区民交流機能というものを作りまして、東側からのメインアプローチに位置しまして、区民の方がどなたでも使えるスペースということで設けてございまして。

また、災害対策本部といたしまして、東棟1期3階のほうへ配置いたしました。こちらのほうは、災害時エレベーター等が停止した場合でも直ちに活動ができるということを配慮いたしまして、このような配置をしております。

続きまして4ページ右側の図をごらんください。こちらのほうは動線計画になってございまして、動線でございまして、まずメインアプローチでございまして、今、東急世田谷線の松陰神社前駅方面から来るのが事実上メインアプローチに

なってございますが、こちらのアプローチは今までどおりでございます。

そしてもう1つ、この図面でいいますと左側のところに矢印が書いてございますが、梅ヶ丘駅、世田谷駅からいらっしゃると、今までですと坂を上らないと本庁のほうには来られなかった。特に、私も聞きましたが、車いすの方だとこの坂はやはり上りきれないということで、今は国土館のほうに隣にできているのですが、そこにあるエレベーターを利用しての第1庁舎への来庁ということを知っておりますが、その点を踏まえまして、こちら154号線のほうから直接庁舎内のほうに入る動線というのを今回新たに設けさせていただいております。

そして東側のところにバスベイ3台分を置きまして、こちらからそれぞれ庁舎のほうにアクセスができるようにしております。

そして広場のほうに接する範囲の中央区道でございますが、こちらのほうは自転車・歩行者専用道路というものを目指しまして、広場との一体的な利用ができるようにいたしますので、通常時は、今は車が通ってございますが、この後は車が通らないという計画をしております。

続きまして16ページをごらんください。16ページ右側でございます。東2期棟の1階に設けます「参加と協働・交流機能」のところでございますが、区民交流スペースというのを設けまして、さまざまな区民活動団体の方が自由に打ち合わせ、そして協働作業、協働交流に使えるオープンなスペースのほうを確保しております。

そして5つ目のところの「売店」でございますが、現在第2庁舎の1階のほうに障害者施設の生産品等をお売るところがございまして、こちらをこの区民交流スペースのほうと一緒にしまして、こちらのほうで売るスペース、場所を確保しております。

なお、10階建ての一番上には展望ロビーというのを設けまして、西側に眺望を広げてございます。富士山が大変よく見られるかと考えてございます。

18ページをごらんください。区民サービスということで、「総合案内及び窓口サービス」でございます。左側のところの上から2つ目の○でございます。まず総合案内のほうをわかりやすい位置に配置しております。先ほど、東、西のそれぞれのメイン動線がございまして、この来庁者のアプローチ動線上で、

かつ庁舎全体を見渡せる場所のほうに総合案内を配置いたします。

そして「だれでも分かりやすい案内」ということで、この案内の部分については今後検討いたしますが、案内表記で誰でも見られるような形にしたいと考えております。

そしてその2つ下ですが、「待合い空間」ということで、高齢者、障害者の方でも快適に過ごせる待合い空間。そして、今、若干狭いというふうにこちらのほうも指摘されておりますので、子ども連れの方も安心して利用できるようにキッズスペースや授乳室を設置いたします。

そして右側、「ユニバーサルデザインについて」でございますが、この後詳細な計画のほうは立ててまいります。まず現在の方針といたしまして「すべての人にやさしい庁舎」ということで、高齢者、障害者、外国人の方等を含めまして全ての人々が利用しやすい庁舎のほうを目指してまいります。

そしてユニバーサルデザインの考え方に基きまして、東西南北どこからでもアクセスできるようにエレベーター等を適切に配置しています。

そして「利用しやすい移動空間の整備」ということで、誰もが歩きやすく、エレベーターそしてまたエスカレーターのほうも一部設置いたしております。

そして当然ながら、音声案内等の設置。

それから、こちらは東と西で棟が分かれてございますので、雨天時の動線ということで、地下及び地上部でも雨に濡れないような形での動線の確保ということで、現在考えてございます。

そして(3)「利用しやすい設備の整備」ということで、当然ながらトイレの部分に関しても、さまざまなご意見をいただきながら検討してまいります。

障害者にも配慮した設備のほうは、当然窓口等へは今後導入を検討してまいります。

続きまして19ページをごらんください。19ページの真ん中、上でございます。「標準レイアウトと各スペースの考え方」というところで、ここの階がどこかということではなく、このようなことを考えているという一つ標準的なレイアウトでございます。

上のほう、まず窓口カウンターですが、当然、適宜設けまして、適切な高さのカウンターを設置してまいります。

そしてまた一番右でございますが、「来庁者との打合せ」ということで、この窓口スペースの奥に、一般の方も利用するということも想定いたしまして、こちらのほうに会議室等を設けまして、個室等を設置いたしまして、プライバシーに配慮しながらこちらのほうで相談、打ち合わせができるということを考えてございます。

また一方で、区役所は障害者の方がたくさん働いております。そちらのほうへの新たな配慮といたしまして、今度は執務スペースのところでございますが、真ん中、左下のところで「執務空間の動線確保」ということで、現在、設計が進んでおりまして車いす等が通れる十分なスペースを確保できておりませんが、新しい庁舎のほうでは、主要動線といたしまして車いすが無理なく移動できる横幅を確保してまいります。

そして「執務サポートエリア」というところを設けまして、集中的に討議できるスペースや1人で集中して作業できるスペース、そして飲食を含む手軽な休憩、リフレッシュができるスペースなどを設けまして、執務をサポートするものでございます。

続きまして資料3-2「世田谷区民会館整備方針策定へ向けた区の考え方」の3ページをお開きください。3ページ左上でございます。現在の区民会館、新しい区民会館の平面図でございます。1階の平面図でございます。

現在、区民会館のほうを利用された方、もし記憶があれば、今区民会館は両側に階段がありまして、それでさらにスロープで上って、下って、ようやく区民会館の客席のほうに入るといのがこの両側のところでございますが、今回こちらのほうは全てフラットにいたしまして、エントランスホール、ホワイエのほうがいわゆる地上と全く同じグラウンドレベルで客席内のほうに入れるという動線を、こちらのほうは上と下でそれぞれ設けてございます。

そしてまた舞台のほう、楽屋のほうに行く際にも、今言ったジェットコースター並みのバリアをくぐらないと楽屋のほうへ行けなかったのですが、こちらのほうも全て取っ払いまして平面で行けるといということで、楽屋のほうまでも行ける動線を新たに確保してございます。

そしてまた車いす席のほうは、最前列の部分と、今回は2階のほうに上がれるようにエレベーターを設置してございますので、2階奥の、今でいうとその

下に親子室というのが2室あると思いますが、その前辺りを中心に、こちらのほうにも車いす席を確保してございます。

当然ながら避難誘導ということで、グランドレベルで、地上、いわゆるこの場でいうと広場のほうに出られるという動線を確保してございます。

そしてまた右側上でございますが、これまで2階にございました集会室を地下1階に持っていきまして、そして新たに練習室のほうを設けてございます。こちらの部分につきましても、地下1階、1階のところでエレベーターを通してございますので、こちらのほうでの移動でご利用できるということで、区民会館のほうを考えております。

大変雑駁ではございますが、現段階での区の考え方のほうをご説明させていただきました。説明は以上でございます。

八藤後会長 ありがとうございます。

質問はありませんかということなのですが、いかがでございましょうか。太田委員、どうぞ。

太田委員 こちらの5つの基本方針の中に、基本方針3として「すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎」ということで、ユニバーサルデザインの趣旨が生かされていて大変うれしく思いました。

それでこの基本方針というのは、立てるのはそんなに難しいことではないと思いますが、ただ、この庁舎を考えたときに一番欠けているものというのは何だと思いましたか。この場所で世田谷区役所新庁舎を建設するに当たって。

私は、大変失礼な言い方なのですが、世田谷区の新庁舎というのは庁舎のアクセスが一番のネックになっていると思うのです。そのアクセスに非常に苦勞する新庁舎だと思いますので、それがこの基本方針3「すべての人に利用しやすい」というところに引っかかってきまして、これが世田谷区の新庁舎を考えるときの一番大事なコンセプトではないかと思ったのです。

不幸なことに、駅から遠いとか、丘陵地みたいなことでもって段差があるとか、障害のある方とかお年寄りなどには非常に集まりにくい庁舎になっております。ですから物事を考えるときに、この世田谷区の新庁舎で一番重視しなければいけないことは、全ての人に利用しやすいということになればアクセスだとか、そういったことを十分配慮されてこの基本的な設計に携わっていただ

いたのかなということをお聞きしたいと思いました。

八藤後会長 いかがでしょうか。アクセスについては、ただいま段差について西側のほうからも入れるようにしたなどという説明もございましたけれども、恐らくそれ以外のことで考えていらっしゃるところがあるのか、そういうような問いかけだと思えます。

庁舎整備担当課長 ご意見ありがとうございます。大きく2つあるかと思えます。まず1つ、まさしくそもそも本庁舎の場所はここでいいのかということで、よく世田谷区にはへそがないというところで、正直に言ってどこに行っても一長一短がありというようなところなのかなと思っております。

ただ、その中で、実は本庁舎をこの場所にするまでいろいろな場所を検討いたしました。今回、私のほうから平成28年4月からということでご説明をさせていただいたのですが、実はその前の段階で、約5～6年ですか、かけて、本当にここでいいのか、ほかにいい場所がないかということでいろいろとやったのですが、用途の関係であったり、あとは世田谷区は正直そう広い土地がないのです。そういった関係から、やはり本庁舎のほうは現在位置でまず建てようということでやりまして、まずその議論を一つさせていただいております。

そして、今、太田さんのほうからいただいたとおり、この本庁舎に向けてのアクセスというところで、より使いやすいようにするにはどうしたらいいのだろうということで、先ほど東・西からのアクセスのほうはお話しさせていただきましたが、それ以外にもやはりバスの利用というのもあるのだろうということで、これまで敷地の一番端っこにバス停とかがあったのですけれども、より庁舎のほうに使いやすいというところで、その部分を移動したりと。

それともう1つは、車で当然お越しになる方が多いので、今の配置ですと駐車場から各庁舎へのアクセスが非常に悪いのですので、今回、先ほど言いました西棟の地下に区民の方の駐車場を設けました。そこでエレベーターの縦動線、いわゆる2層上がるだけで区民の方がすぐ利用できるという窓口部分のほうを置いておりますので、そういったところで、区民のアクセスということを最大限、今回当然新しくすることになりますので、そういう観点からこの間検討のほうをさせていただいて、今の段階に至っております。

お気づきの点がまたありましたら、この後もぜひご意見をいただけたらと思

います。ありがとうございます。

八藤後会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

太田委員 はい。

八藤後会長 ほかにございますでしょうか。當間委員。

當間委員 ここで聞いていいのかどうか、あれなのですけれども、4つ聞きたいことがあるのです。ちょっと曖昧な面がありますので、お伺いしたいと思います。

ユニバーサルデザインの検討会にこれまで2回私は参加してきました。その際にさまざまな団体の方から意見があったと思うのですけれども、その意見をどのようにして基本計画に取り込んでいるのかという辺りが少しよくわからない面がありましたので、いま一度教えていただきたいと思っています。

また、検討会の場ですので、いろいろな意見を出した際に、設備等が技術的な面も今後進展していくと思うのです。7年たつ間には技術の進歩もあると思うので、そういう設備の問題は今は何とも言えないというようなお話もあったと思います。その辺りは今後どのように、意見も含めて検討、計画のほうとか作業を進めていかれるのかという2点についてお伺いしたいと思います。

八藤後会長 質問は2点ですね。実はこの後に「世田谷区本庁舎等ユニバーサルデザイン検討会意見まとめについて」というご報告が事務局からございますので、そのときにご説明いただいた後で今の當間委員の質問に答えるというふうにしてよろしゅうございますでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 2点ございまして、まず1点目は自転車の問題です。ちょうど西と東の間の、今車が通っているところを自転車・歩行者空間にするという話なのですけれども、これが非常に難題で、例えば下北沢の小田急が地下化されて、上空空間はどうするのかという議論のときも、車は通らないのだけでも若干坂になっていて、自転車がビューっとやってくると。電動アシストで大型化して重量化していて、それで歩行者の中を縫って走るようなことが懸念されるみたいな形で、結構、けんけんごうごう喧々囂々の、けんけんごうごう喧々囂々までいっていないかもしれませんが、議

論になったりするわけです。

気になるのは、僕は建築のプロではないので交通の観点からお話をしたいのですが、道路との接続をどうするのかという話です。敷地内の話だけではなくて、先ほどもアクセスの話が出ましたけれども、自転車は基本的に車道通行なんていう話が今展開されている中、駐輪場の配置が道路の車道通行の基本的な原則とちゃんと整合性がとれた駐輪場配置になっているかどうか。駐輪場の場所だけではなくて、車道との接続がきちんと担保されているかどうか。

なので、駐輪場の目の前の歩・車道の境界の部分がずっとガードレールで塞がれていると、結局は歩道をビャーっと走ってくるわけです。そこで点字ブロックをたどってけなげに歩いている視覚障害者がひかれたりするわけです。なので、そういう自転車のことを考えたときに、庁舎まで来るまでにどこを自転車が通行すべきであり、そしてそこから駐輪場に入ってくるまでの連続性の観点から、どのように自転車の通行管理を考えるべきなのか。そういった話がどこまで議論できているのかというところが気になりますので、少なくともこの資料では私は読みとけなかったもので、この「行政機能」と書かれている目の前に、ど真ん中に「駐輪場2」というのが誕生しているので、こういうところまでちゃんと押しチャリで入ってきてくれるのかどうかとか、そういったようなところを懸念いたしました。

大変失礼な物言いで申しわけないのですが、ということでございます。

済みません、2つ目は忘れましたので、思い出したらまたコメントしたいと思います。

八藤後会長 いかがでしょうか。

庁舎整備担当課長 ありがとうございます。

まず自転車の部分の道路のところでございますが、こちらのほう、現在の道路状況から考えますと、西に補助154号線ができて、そちらのほうがいわゆるメイン交通というふうになりました。そして今、ここの区役所の真ん中の道路、上は北側に行きますとすぐ国土館に当たりまして、そこで右か左に曲がるしかない。さらにその道路も奥に行っても結構住宅街の中を細々と走るところになりますので、メイン動線というよりか、どちらかというと裏道的な使われ方をします。

一方で敷地の南側のほうは住宅地の中を通っている道路で、実はこれまたまっすぐ伸びているわけではなくて、200メートルぐらい行くとすぐ左右に分かれてしまって、メイン動線のほうに分かれているということで、現在信号がないということで通過交通になっていますので、その観点からまず1点、車の動線についてはまずこれで大丈夫だろうということで歩行者側にしたと。そういう道路なので、逆の意味で言うと自転車における通過交通がそう多くないというメリットがございました。

その観点から、ここの部分を広場の部分にしたとしても、災害時は別だろうとは思いますが、ここを通常時自転車でブワツと行くということが今も見てもそれほど多くはありませんので、こちらのほうでまず大丈夫ではないかという議論はさせていただきました。これが1点です。

それから2点目といたしまして、駐車場の配置につきましては、まさしく今ご指摘をいただきましたこの「行政機能」のところにある「駐輪場2」が今問題になっているのですけれども、まず真ん中に自転車を集めない。そうすると、両方アクセスがいいので、逆の意味で言うと全方向から自転車が広場に来ることになりますので、敷地のなるべく外側、道路に接したところに駐輪場を置くと。

特に今回、西側のアクセスをよくしましたので、こちら側からの自転車が非常に多くなるだろうと想定しておりますので、こちら側のところに一般の利用の方、区民の方の自転車のほうを集中させるということを基本に、現在考えております。

それで今、外構計画の中でいろいろな面積を取り合いになっておりますので、その中でどうにか負けないように頑張っているという状況です。

もう少しお話等がまとまりましたら、こちらのほうからお話しさせていただければと思います。

以上です。

稲垣委員 ありがとうございます。

駅前広場の議論でもよく似たような議論が出てくるので、車道の通行と建物の中の駐輪場との接続をどうするのかということを中心に議論していただきたいと思います。

この連続性が大体担保されていないことが多いので。歩道を通らないと駐輪場に行けないもんという言いわけが成立するのです。そう言いわけさせないつくりをちゃんとハードで示さないといけないのかなと思いました。

2つ目を思い出しましたので。これは後のUDの検討でこんなことをやっていますという説明に出てくるかもしれませんが、人的支援との関係をどのよう
にこのハードの話でも議論できているかという話です。

ハードで全てを担保することはできませんので、ハードの限界がある中で、やはりそこはどうしても人的支援で、そういう移動に何かしらの困難を持っている人を支援しなければならないと。そのときに、ハードでここまでやって、例えばせっかくでき上がった素晴らしいハード整備も、それが適切に使われなければ絵に描いた餅というか、そのような状況になってしまうので、職員の方々の理解であるとか連携であるだとか、そういったような話がもしあれば。

別に後で説明があるようであれば、今、時間を使って説明いただかなくてもいいのですけれども、お願いいたします。

八藤後会長 事務局の方に聞きますが、これも後のほうの當間委員に回答するときと一緒のほうがおさまりがよさそうですね。

庁舎整備担当課長 はい、わかりました。

八藤後会長 では、自転車の件につきましてはまた稲垣委員にもどんどん聞いてください。よろしく申し上げます。

では、先に進んでよろしゅうございますか。どうぞ。

上田委員 2点ほどございます。まず1点ですが、本庁舎のあるべき姿の中で、区民交流、区民サービスの基本とともに防災拠点であるということがかなり大きなウエートを占めている部分だと思います。

そこで11ページの防災計画のページからサーバー室の件なのですが、こちらは後ほど資料の審議委員のほうでお話しなされた中から、サーバー室は地下にあるけれども、設計者の方の回答としては対策がなされているということでございましたが、先ほど當間委員からもありましたように、そういった設備的なことというのは今後どんどん更新されていくと思いますので、一番大きな部分であるバックアップのケアというのがきちんとなされていらっしゃるかどうかというのをもう1度確認させていただきたいと同時に、今の防災計画の2番目

の四角の中の防災備蓄に関してなのですけれども、これは悲しいかな、本庁舎の従業員の方の1, 300人分が備蓄されているという記載がありますが、これは一時避難拠点にもなっている小学校のお子さんですとか、区民の方への備蓄は全く用意されていらっしゃらないというところが少し疑問に思いました。

もう1点目が、資料5-1に、今回施設整備の改定としまして、サイトラインの関係、「アクセシビリティ・ガイドライン」というのが2020で改訂されていると思うのですけれども、今回のこの区民会館の改修が耐震改修ということですが、既存の客席がこのガイドラインに則っているかどうかという検証をお教えいただければと思います。

八藤後会長 冒頭のほうを私はよく聞き取れなかったのですが、全部わかりましたか。

庁舎整備担当課長 1点目がサーバー室のバックアップのケアのところと、もう1つが防災備蓄物品の量のお話だと思います。そして3点目のほうでこのサイトラインのお話かと思いますが、お答えのほう、よろしいでしょうか。

八藤後会長 はい、どうぞ。

庁舎整備担当課長 ありがとうございます。

まず、サーバー室の件でございます。サーバー室の件は、今回、本庁舎のほうに初めてサーバー室を置きます。これまでサーバー室は実は別の場所にあります。それがご存じのとおり、今クラウドでの運営のほうが基本になっておりますので、分散化をするというところで、そこに通します回線、電話回線等を含めて強化するというのを基本ではやってございますが、今回、いかんせんこの後何十年ともたせる中で、大地震が来たときにそれらの通信が途絶するということは十分考えられますので、災害時、やはりパソコンが動いていないと、こちらのほうでは業務等を含めて災害時の業務ができませんので、その意味合いでこちらのほうにサーバーというのを置きまして、そのバックアップというのをここ専用といたしまして、今回サーバー室のほうを設けております。

さらに東・西両棟におきまして、どちらかがだめになったとしても、お互いに相互連携ができるという形で考えてございます。

それから2点目のことでございます。2点目の防災備蓄物品のほうで、確かに、これだと職員のことしか考えていないのかというふうに思われてもしょう

がないかと思えます。今回、こちらの本庁舎のほうでございますが、まず、防災拠点の中におきましては、防災災害対策本部、中枢拠点ということで、こちらに例えば警察の方、消防の方とかがいらっしやいまして、そこで防災に関する決定・指示を出すということで、そこに従事する職員ということで考えております。

そして逆にこの観点から言いますと、区役所の部分におきましては、確かに一時集合場所ということで区民の方が一時例えば広場のところにいらっしやるということは想定しておりますが、実は隣の国土館のほうが広域避難場所になっておりまして、そしてさらに災害のほうが長引く場合には、先ほど上田委員のほうからございましたとおり、小学校のほうがそれぞれの避難場所となっておりますので、区民の方をそちらのほうにご案内いたしまして、そちらのほうではそれぞれ防災の備蓄物品がございますので、そこで耐えようということで考えてございます。

それから3点目でございます。サイトラインの件でございます。区民会館を今回整備するに当たりまして、現在座席が非常に狭いといった部分と、やはり見にくいということがございます。こちらのほうを鑑みまして、まず座席のほうは大きくしてございます。

そしてサイトラインにおきましても、よく映画館にあるような、前の席とちょっとずらしてというのですか、人の頭と頭の間から前が見えるということで、座席をずらして配置のほうをいたしまして、それぞれの座席、いわゆる一番前から一番後ろまでのサイトラインを全部舞台ごとで検証いたしまして、座席配置ということにしております。

そして、私も存じ上げなくて申しわけなかったのですけれども、この規制及び規則改正ということで、サイトラインに合っているかどうかということは改めまして確認のほうをさせていただきます。ただ、こちらのほうも専門家のほうをこちらのことだけは入れまして、私どもではわかり切らないところがありますので、その観点からのサイトラインというところでの検証はしてございます。

以上です。

八藤後会長 よろしいですか。

恐らく、例えば車いす使用の方はここに座りなさいとかここが席ですよというふうに言われた場合、そこに座って、前の人がエキサイトして立ち上がったときに、ずっと視線が保証できるか、そういう意味だと思います。専門の方もかかわるということでございますので、そういうことを多分おっしゃっているのだと思います。多分、前のほうに席があるところはいいのかとは思いますが、そういうことですので、念のため申し上げておきますので、それでご検討をお願いします。

それでは先に行ってよろしいでしょうか。それでは次の報告に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは3つ目の報告事項、「世田谷区本庁舎等ユニバーサルデザイン検討会意見まとめ」について、報告させていただきます。

初めに、郵送で資料4というのを送らせていただいたのですけれども、本日、席上のほうに第2回、第3回まとめという形でお配りしておりますので、2つの資料を見ながらご説明させていただきます。

意見まとめについてです。世田谷区では、施設の新築時にユニバーサルデザイン検討会を実施し、当事者の意見や専門家の助言を受けて、その設計に反映しております。本年度は区役所の本庁舎を整備するため、多様な方の個別ニーズを確認し、必要な配慮を考える当事者参加のユニバーサルデザイン検討会を開催いたしました。また、現在の基準では対応し切れていない精神、知的、LGBT等の配慮について、当事者の意見や専門家の助言を受けましたので、こちらでご報告させていただきます。

今回ユニバーサルデザイン審議会の各団体から、明石委員、坂委員、鈴木委員、當間委員にご参加いただきました。この場をかりてお礼を申し上げます。

開催概要になります。今回検討会のほうを3回させていただきました。第1回目が「トイレ、授乳室」という形になります。専門家の方が、東洋大学の川内先生、株式会社LIXILの木原さんのほうに参加していただきました。

第2回目がテーマを「避難」という形で検証しております。専門家の方が、一般社団法人国土技術研究センターの沼尻さんになります。

3回目が「区民窓口、区民交流スペース」になります。専門家の方は、日本大学の八藤後先生にお願いしております。

全体を通してなのですけれども、ユニバーサルデザインアドバイザー（総合調整）ということで、株式会社アークポイントの寺島様にお願いしております。

資料をめくっていただきまして、1ページ目になります。1ページ目のほうには日付や当日のプログラムを入れております。

3ページ以降が当日の概要になりますので、かいつまんでご説明させていただきます。当事者の方をお呼びして、A班、B班という形で2班に分けて意見交換会を行っております。A班につきましては、こちらのほうに参加者の団体のほうを書かせていただいております。せたがや子育てネット、世田谷区視力障害者福祉協会、世田谷高齢者クラブ、世田谷区肢体不自由児者父母の会、HANDS世田谷の方に参加していただいております。

めくっていただいて、4ページ目のほうを説明させていただきます。中段のところの「一般トイレ」ですね。

2つ目の○を説明させていただきます。「子ども用の低い洗面台も必要」であるというご意見をいただいております。

「ベビーカーをたたんで置けるスペースが必要」というご意見もいただいております。

下のところです。「男性用トイレ、女性用トイレそれぞれに子ども用オムツ替えベッドや小児用小便器（低リップ型）が必要」というご意見をいただいております。

一番下のところになります。「盲導犬用トイレ」につきまして、「屋内に作るのか。庁舎のどこかに設けた方がよい」のか検討が必要というご意見をいただいております。

専門家の方から、設置の検討に当たっては、ユーザーや団体、日盲連等にヒアリングすることが望ましいというアドバイスをいただいております。

5ページのほうをおめくりください。「授乳室」になります。

2つ目の○になります。「汚れものを洗ったりするため、流しにお湯は必要。流しを使うときに子どもを座らせておけるようベビーチェアがあるとよい」というご意見が出ております。

その3つ下になります。「授乳室に汚物流しやトイレが併設されていると、汚物を流せる」というご意見をいただいております。

かいつまんで説明させていただきまして、続きまして6ページ目、B班になります。B班につきましては専門家の方が川内先生でありまして、参加団体が世田谷区手をつなぐ親の会、こちらは知的障害の会になります。日本オストミー協会、世田谷さくら会、精神の会になります。にじーず、LGBTの支援団体の方々でのグループワークをしております。

項目の1つ目でございます。「数・計画」について、「館内全体で多機能トイレやオストメイトはそれぞれいくつ計画するのか。区としての方針が必要」というご意見をいただいております。現段階でまだ基本設計の段階になりますので、その数とか場所についてはまだ決まっていない中での検討会をさせていただいております。

続きまして「個室」のところになります。上から6つ目になります。「女子トイレのブースには生理用品を捨てるためのごみ箱がある。男子トイレを使用するトランスジェンダーの方が使えるよう男子トイレにごみ箱があるとよい」というトランスジェンダーの方の意見をいただいております。

続けて7ページ目をごらんください。「オールジェンダー」のトイレについてのご意見をいただいております。

2つ目です。「3フロアに1ヶ所くらいはオールジェンダーのトイレがあると利用しやすい」と意見をいただいております。

次の下のほうですね。「オールジェンダー+様々な機能を備えたトイレが必要。(異性介助も可、離れた所に男女共用があっても利用しやすい。)」という意見をいただいております。

下から2つ目の「○」になります。「台湾の市役所にあるトイレは、女性用とジェンダー不問用に分かれている」ということで、情報をいただいております。

下のほうに挿絵のほうを書いているのですが、台湾市役所のほうでは、女性専用とオールジェンダーのトイレしかないということを伺っております。

「オールジェンダーのサイン」につきまして、一番下のところです。「オールジェンダーのピクトグラム」の例でございます。「男女マークの間に線のないもので表示したらどうか」というご意見をいただいております。通常、男女といった間に縦の線が入っているのですが、ここの線を抜くことで、

通常の虹のマークですとかそういうものをつけるよりも入りやすいのではないかというアドバイスをいただいております。

トイレにつきましては以上になります。

続いて今日お配りさせていただいた別紙の第2回、第3回のほうで説明させていただきます。表紙のほうに当日の概要を記載させていただいております。こちらのほうについては避難についてのご意見をいただいておりますので、説明させていただきます。

2ページになります。「設計の際配慮して欲しいこと」というところになります。2個目の「○」になります。「避難時、低姿勢で移動することを考えると、床材の色を変えるなどして、低姿勢でも分かりやすい避難誘導ができるとよい」という意見が出されております。

上から6個目の「○」になります。「トイレの個室に聴覚障害者の方が一人でいた場合、どう情報を得ることができるのか」。「フラッシュランプの設置検討に参加したことがあるが、フラッシュランプが光っていることが分からなかった」。「何を意味しているのか、その後どう行動すればよいかの情報が無いと行動できない。サイン等も併せての設置が必要であり、設置には検証が必要である」というご意見をいただいております。

その2つ下の意見になります。「自閉症や知的障害等を持つ方は、災害時パニックになることもあるので、落ち着けるためのスペース（カームダウン、クールダウン）と災害時利用できる仕組みが必要である」ということで、ご意見をいただいております。

「設計の際配慮して欲しい事（ソフト）」のところの2個目の○になります。「発達障害や知的障害を持つ方は、初めてのことで対応できないこともある。事前に避難の訓練をする、学校教育の中で教えてもらえると、行動することができる」というソフト面のご意見をいただいております。

「発災時配慮して欲しい事（ソフト）」のところを説明させていただきます。上から4つ目になります。「災害時、通常と違うことで不安になり、一人で個室等にこもってしまう場合もある」。「最後に、避難者がいないか見回る方は、呼びかけに答えられない人もいることも想定し、人がいそうな場所は開けてみて確認するなど、特に注意をして欲しい」という発達の方からのご意見をいた

だいております。

めくっていただきまして、B班の意見のほうをお伝えさせていただきます。

1つ目、2つ目の「○」になります。「避難時、ベビーカー使用者が階段を使って逃げるのが難しい。スロープも併用して設置してはどうか」。「避難時、手すりを使えない高齢者がいるのでスロープは必要」という意見をいただいております。

中段ほどの「△」の専門家からのご意見になります。「バリアフリー法やユニバーサルデザイン条例では、屋外のスロープ勾配が1/20（5%）と定められている。例えば、階高が4mあればスロープ長だけで80m必要。踊り場を入れると約120mのスロープが必要になる」。「120mは実現性がないので、避難時のみに使える基準外の勾配スロープを設置してはどうか」という区民の方の意見も出ております。

その下の「△」なのですが、専門家の方からです。「避難時だけとは言え、1/20（5%）を超える勾配は非常に危険」なので危ないのではないかという意見をいただいております。

スロープの必要性と、専門家からの基準のアドバイス等もいただいております。

このページの下から2番目になります。「屋内の廊下にJIS規格以外の誘導ブロックの設置が必要ではないか」ということをご意見をいただいております。

次のページに行きます。上から3つ目の「○」になります。「既存の区民会館の車いす席が1階にあり、スロープがあり避難しにくい。車いす席の設置位置を再検討して欲しい」というご意見が出ております。先ほど説明がありましたが、車いすのアクセスについては、設計の段階で、今現在検討している状況でございます。

「発災時配慮して欲しい事（ソフト）」の説明をさせていただきます。「車いすで、区民会館の避難訓練に参加したが、一般の避難者を優先し、車いす利用者は待機させられた。車いす利用者は、避難の優先度が高いはずなので、避難マニュアル改訂や職員の意識改革が必要」という意見をいただいております。

「その他」の意見でございます。「非常用電源は地下にあるが、浸水対策を

行っているのか」という意見なのですけれども、設計者のほうから、「非常用電源は、東棟、西棟の2箇所があり、それぞれ浸水対策を行っている」という回答をいただいております。

6ページのほうを確認していただきまして、第3回のまとめです。

「区民窓口」についての意見をご説明させていただきます。区民窓口につきましては、八藤後先生に専門家として入っていただいて、アドバイスをいただいております。

7ページのまとめのほうを説明させていただきます。「窓口カウンター」ですね。「聴覚障害者の夫婦と手話通訳者が同行する場合もあるため、3人で座れるスペースも確保する必要がある」というご意見がありました。今、区役所の窓口では2人がけの席が多い設計になっております。

上から5つ目ですね。「手話は遠くからも見えてしまうため、大きめの仕切りを設けてほしい（プライバシー確保）」という意見をいただいております。

時間がないので、少し飛ばしながら話させていたいただきたいと思います。

めくっていただいて、8ページになります。「総合案内フロアマネージャー」のところになります。1つ目「総合案内は、ハイテーブルとローテーブルが2つあると車いす使用者が見えづらくなるため、ローテーブルのみが良い」というご意見をいただいております。

3つ目の項目で、「視覚障害者への配慮（人的対応・点字ブロック）」の上から3つ目の「○」でございます。「全盲の視覚障害者は中途が多く、点字利用者は8.5%である。少数派ではあるが、点字表記があることは重要である」という意見をいただいております。

めくっていただいて、9ページ目になります。「窓口カウンター」になります。

中段下のところでは、「カウンターのパーテーションについては窓口や相談内容に応じ、オープンなタイプ、簡易タイプ、しっかりタイプ、相談室と目的に応じて使えるとよい」というご意見がありました。

「子育て 知的・精神」につきまして、2つ目の「○」になります。「キッズスペースの近くにスマートフォンなどで簡単に情報を得ることが出来る、子育て情報媒体などがあるとよい」という意見をいただきました。

最後のページになります。「その他」の意見のところで説明させていただきます。「サインや電光掲示板については弱視の方に配慮して、文字の大きさや色などを検討してほしい」という意見をいただいております。

第4については以上になります。

八藤後会長 説明のほうは終わりですね。そうしたら、當間委員と稲垣委員の疑問につきまして、お願いします。

都市デザイン課長 先ほどの當間委員からのご質問で、ユニバーサルデザイン検討会で、さまざまな団体からの意見に対してどう反映していくのかということで、本日は出た意見をまずまとめて皆様にごらんいただきました。

今後、3月に向けて、基本設計を所管のほうで固めてまいりますので、その中で、ご意見の中にもハード整備で解決できる部分と、もうちょっと実施設計の段階、施工の段階で検討する部分、それからできた後に人的支援等で対応する部分とありますので、そういう内容を整理しながら、基本設計で反映できる部分について調整をしてまいりたいと考えております。

それから技術の進歩については、こちらも所管のほうと調整しながら、情報収集しながら検討してまいりたいと考えております。

當間委員のご質問については以上でございます。

稲垣委員の人的支援をどう考えているのかということで、職員の理解ですとか連携については、まず研修等をしていくということはもちろんでございますし、あと、実際に新しい庁舎になったときに、できたもの、設計の意図ですとかそういったものを職員にも伝えながら、新しい庁舎がきちんと機能するように、関係所管と調整しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

八藤後会長 ありがとうございました。

當間委員と稲垣委員、今のご回答でいかがでしょうか。當間委員、どうぞ。

當間委員 技術の進歩について、今後は情報を収集しながら検討していきたいというお答えだったと思うのですが、例えばこのような検討会を開く予定はあるのでしょうか、ないのでしょうか。今の段階の考え方を教えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

八藤後会長 いかがでしょうか。

都市デザイン課長 ありがとうございます。

ユニバーサルデザイン検討会は、基本設計の段階と通常施工の段階で行うのですけれども、今回、本庁舎は新しいユニバーサルデザイン推進計画（後期）の新しい事業にも位置づけておりますので、実施設計の段階でもテーマを決めてユニバーサルデザイン検討会を実施したいと考えております。よろしいでしょうか。

以上です。

當間委員 分かりました。ありがとうございます。

稲垣委員 先ほど私が申し上げた意図は、ハードとの連携で人的支援をどう考えているのかという話なので、例えば先ほどの避難の話のときも、スロープの傾斜、これを実現するためには相当長く距離をとらないといけないという話が出て、でもそれは難しいのではないかみたいな議論になっているので、そこで人的支援でどう考えていくのかとか、そういうハードの制約と人的支援との関係というのを常に考えていったほうがいいのかなど思ったので、これはコメントということで、別にお答えいただかなくても大丈夫です。

八藤後会長 わかりました。

皆さんもお気づきだと思いますけれども、これはワークショップではあるのですけれども、この中でとことん突き詰めているというものではありませんので、こうやって見てみると、これはある人の意見ではあるのだけれども果たしてどうなのかというようなものの中にはあろうかとは思いますが、ただ、こういう意見をもとにして実際に設計に落とすとこのようになるというようなことを事あるごとにご提示いただくということがやはり大事なのではないのかなと思いますので、これは私からもよろしく願います。

ということで、よろしゅうございますか。大分時間が迫って、私も焦ってきたのですけれども。

では、済みません、次に行きます。お願いします。

事務局 4つ目の報告事項になります。「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例規則改正及び『施設整備マニュアル』の改訂について」ご報告いたします。

資料5でございます。東京2020大会に向けた国や都の法改正や条例改正

及びガイドライン等の改訂を踏まえ、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例規則改正及び「施設整備マニュアル」を改訂いたします。

2つ目の「用語の定義」の説明をさせていただきます。(1)「整備基準と遵守基準」。「整備基準は、公共的施設の所有者等が適合に努めなければならない基準である」とございます。「遵守基準は、整備基準のうち特に守るべき基準で、特定公共的施設の新設・改修をしようとする者」には遵守基準に適合させていただいております。

(2)「望ましい整備」の説明をさせていただきます。「今後社会的に目指していくべき、より望ましい整備を示しています」。

3つ目になります。「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の規則改正」の概要の説明をさせていただきます。先ほど説明がありました(1)「車いす使用者対応客席からのサイトライン(可視線)の遵守基準及び整備基準の追加」になります。

サイトラインにつきましては、劇場の客席や観覧席の方々が、前列の人の頭や肩を越して舞台や競技場の視焦点を見ることのできる視野の限界線のことをサイトラインと呼んでおります。

現在、東京都の福祉のまちづくり条例が今年の10月1日に公布されまして、来年の4月1日に施行になります。その中でサイトラインの追加ということをしておりますので、世田谷区のほうでも同様の規則改正を行う予定になっております。規模・対象につきましては下の別表のとおりになります。

めくっていただきまして、裏面になります。「参考図」です。サイトラインの考え方というのをこちらのほうに図示しております。出典につきましては、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」から抜粋しております。

(2)になります。「光警報装置の整備基準の追加」を行います。光警報装置とは、火災時に非常ベルの音を聞き取ることができない聴覚障害者に迅速な避難を促す、光の点滅で緊急事態を知らせる装置でございます。

平成28年、総務省が策定した「光警報装置の設置に係るガイドライン」の規則を踏まえて、さらなる整備を進めるために規則改正を行います。

整備の対象につきましては、世田谷区の公共的施設で建物の用途、利用者の

特性、規模により設置対象を定め、また、整備箇所には、人的対応が難しいところを基本としております。用途と面積については、その表のとおりになります。

少し割愛させていただきます。

(3)です。「改正スケジュール」になります。平成31年1月に公布させていただいて、平成31年4月1日の施行を予定しております。

4つ目になります。「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例『施設整備マニュアル』の改訂について」ご説明いたします。(1)です。「車いす使用者対応客席からのサイトライン」を、マニュアルの「建築物」の「観覧席・客席」に追加いたします。また「公園」の「野外劇場、野外音楽堂」の項目に追加いたします。

(2)になります。「光警報装置」は、マニュアルの「建築物」の「緊急時の設備」の項目に追加いたします。

(3)です。「浴室及びシャワー室」につきまして、マニュアルの「建築物」の「浴室及びシャワー室」の項目の中に、「望ましい整備」という形で、男女を分けず誰もが使える浴室及びシャワー室について追加いたします。これとあわせて、現在、東京都のほうでマニュアルの改訂をしております、そちらの整備基準や図示等をいただいたもので、マニュアルに反映する予定になっております。

駆け足になりましたが、説明は以上になります。

八藤後会長 ありがとうございます。

多分質問が出るとお思いますので私が先に聞きますけれども、これの改訂に当たっては、何か我々を含めた外部の話を聞いたとかは特にはないのですね。

事務局 整備基準の光警報装置につきましては、聴覚障害者団体の當間さんを含めて、実証実験とかご意見をいただいて、内容・規模等をご相談しております。

サイトラインにつきましては、東京都の基準をそのまま引いておりますので特にはない、都の協議のみという形になります。

八藤後会長 わかりました。

実は会場が5時に撤収ということでございまして、この後ご意見などを伺っ

ている時間がございません。これは事務局のほうにお寄せいただいて、後からこういうものがありましたというのを別の機会で公表していただくということでよろしゅうございましょうか。皆様、よろしいでしょうか。

それでは申しわけありませんが、一応ここまででございます。お返しいたします。

都市デザイン課長 皆様、本日も熱心なご審議、ありがとうございました。予定していた時間を少し超過してしまいまして、申しわけございません。

次回の審議会、部会の日程については、先ほど栗野のほうからご説明申し上げましたけれども、再度ご連絡させていただきます。

第1部会が平成31年2月28日木曜日13時30分から16時30分でございます。

第2部会は同じく平成31年2月12日火曜日、時間は同じでございます。

第3部会は平成31年2月25日月曜日、時間は同じでございます。

会場につきましては、各部会とも世田谷区役所第3庁舎2階第1会議室となります。

改めて開催をご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の審議会は終了いたします。皆様、ありがとうございました。

—了—